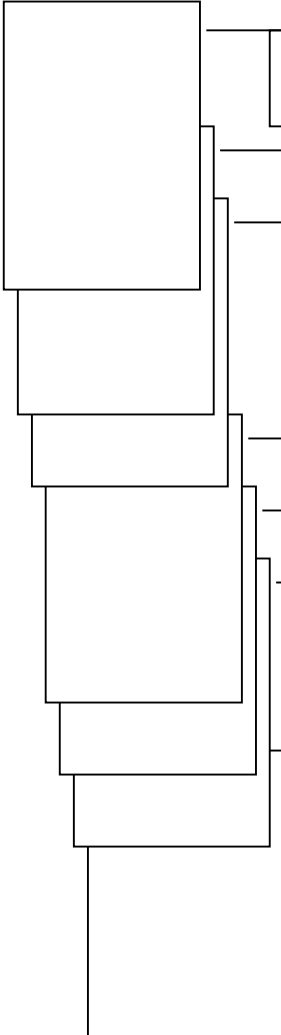
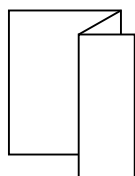


各戸検針の事前協議の際の主な提出書類について

以下の書類を一式（正・副 計２部）取りまとめの上ご提出ください。

	貯水槽式共同住宅における各戸検針の実施に関する 事前協議申請書
	周辺位置図（物件周辺の地図）
	配置図・各階平面図（敷地内における建物、公道から建物への引込管、第１止水栓、親メーター、給水系配管（貯水槽配水管側、宅内側とも）、配管口径、貯水槽、子メーター、共用栓、消火栓、消火用水槽、各メーター室、メーター室の扉の開閉方向及び開錠等を要する門扉等の位置を明記した図面）
	貯水槽以下装置系統図（貯水槽より建物側の給水管等の系統図）
	メーター室（パイプシャフト等）内部の標準詳細図（正面図及び平面図）
	貯水槽以下設備要件等事前確認報告書 ※大野城市各戸検針等を実施する共同住宅の貯水槽以下の設備基準に基づき、既設の設備状況を点検・確認し、各項目を記入の上提出してください。
	メーター（室）現況写真（※新築中の物件の場合は不要） ① メーターボックスまたはメーター室の外観写真（全室・全区画分） メーターボックスまたはメーター室の外観について、 (A) メーター室正面１ｍ未満の距離から撮影した近景写真、 (B) メーター室の斜め方向３ｍ程度の距離から撮影した写真 (メーター室前面の通路やスペースの状況がわかるような写真) の計２枚を添付してください。 なお、写真中には、当該写真がどの部屋（区画）等の分を撮影したものであるかを明記した黒板等を含めてください。 ② メーター室の内部写真（全室・全区画分） メーター室の内部における子メーターの設置状況を近距離正面から１枚撮影し添付してください。 なお、写真中には、当該写真がどの区画等の分を撮影したものであるかを明記した黒板等を含めてください。 ③ メーター室のハンドル（取っ手）形状の近接写真（ハンドルのタイプ別に１枚ずつ）

※用紙は原則としてＡ４縦向きまたはＡ３横向きとしてください。



←Ａ３用紙は左のように
折り畳んでください。

貯水槽式共同住宅における各戸検針の実施に関する事前協議申請書

年 月 日

大野城市水道事業管理者 宛

(事業主等)住所

氏名

電話() ー

(申請代理人)住所

氏名

電話() ー

下記の共同住宅における貯水槽以下装置への市メーターの設置並びに各戸検針の実施に関して下記のとおり協議します。

記

1. 建物の概要【 新設・既設 】

共同住宅の 所在地・工事場所 建物名称	大野城市	各戸検針事前 協議受付番号	各 ー
	建物名称	水栓番号	
建築構造概要	地上 階・地下 階 EV：有・無 一般区画 区画(戸)・特定区画 区画(戸) オートロック：有・無		
竣工予定日	年 月 日	検針等開始希望日	年 月 日

2. メーター内訳等（直結給水対象区画分を除く）

一般区画分	φ13mm× 個、φ20mm× 個、φ mm× 個
特定区画分	φ13mm× 個、φ20mm× 個、φ mm× 個
共用栓分	φ13mm× 個、φ20mm× 個、φ mm× 個
消火栓等分	φ13mm× 個、φ20mm× 個、φ mm× 個
計	φ13mm× 個、φ20mm× 個、φ mm× 個

■添付書類（用紙はA4縦またはA3横の用紙を用いること）■

(1) 周辺位置図、字図

(2) 配置図・各階平面図

※ 引込管、第1止水栓、親メーター、給水系配管（貯水槽配水管側、宅内側とも）、配管口径、貯水槽、子メーター、共用栓、消火栓、消火用水槽、各メーター室、メーター室の扉の開閉方向及び開錠等を要する門扉等の位置を明記すること。

(3) 貯水槽以下装置系統図

(4) メーター室（パイプシャフト等）内部の標準詳細図（正面（立面）図及び平面図）（※寸法及び配管状況も記入）

(5) メーター（室）現況写真（※既設又は建築中でメーター室の施工が完了した共同住宅の場合のみ）

① メーターボックスまたはメーター室の外観写真（全室・全区画分）

メーターボックスまたはメーター室の外観について、(A)メーター室正面1m未満の距離から撮影した近景写真、(B)メーター室の斜め方向3m程度の距離から撮影した写真の計2枚を添付すること。なお、写真中には、当該写真がどの区画等の分を撮影したものであるかを明記した黒板等を含めること。

② メーター室の内部写真（全室・全区画分）

メーター室の内部における子メーターの設置状況を近距離正面から1枚撮影し添付すること。なお、写真中には、当該写真がどの区画等の分を撮影したものであるかを明記した黒板等を含めること。

③ メーター室のハンドル（取っ手）形状の近接写真（ハンドルのタイプ別に1枚ずつ）

(6) その他管理者が必要とする書類

【新設の場合】各戸検針又は集中検針を実施する新設共同住宅の貯水槽以下設備要件等事前確認報告書

【既設の場合】各戸検針又は集中検針を実施する既設共同住宅の貯水槽以下設備要件等事前確認報告書（一括検針から各戸検針又は集中検針へ切り換える場合（集中検針から各戸検針へ切り換える場合を除く））

各戸検針を実施する既設共同住宅の貯水槽以下設備要件等事前確認報告書（集中検針から各戸検針へ切り換える場合） 他

各戸検針又は集中検針を実施する新設共同住宅の
貯水槽以下設備要件等事前確認報告書

年 月 日

大野城市水道事業管理者 宛

（設備所有者等）住所

氏名・名称

電話（ ） —

（事前確認実施者）住所

氏名・名称

確認責任者氏名

電話（ ） —

共同住宅における貯水槽以下の設備要件等について、事前確認を行い、下記のとおり相違ないことを報告します。

記

1. 建物の概要 各 —

共同住宅の所在地	大野城市
共同住宅の名称	

2. 基本事項 （該当する□に✓チェック）

	確認の内容	適	否
(1)	各戸検針に係る正式申請を竣工検査希望予定日の120日前までに言い、かつ竣工検査を検針開始希望日の14日前までに合格するよう、計最低134日以上余裕を見込んで計画を策定しているか。	☐ いる	☐ いない
(2)	本件共同住宅の一部又は全部が次のいずれかに該当するか。 ※一部が該当「する」場合は、当該部分は特定区画の取扱いとなります。 全部が該当「する」場合は、各戸検針の対象とはなりません。 ①旅館業法第3条の適用を受けるホテル等 ②労基法第96条又は第96条の2の適用を受ける寄宿舍等 ③主として2カ月以下の期間を単位とする短期賃貸の用途に供されるもの その他水道使用者の把握が困難であると管理者が認めるもの ④構造上、用途上又は利用実態上の制約のため、検針を迅速、安全かつ容易に行うことが困難であると管理者が認めるもの	☐ する	☐ しない
(3)	貯水槽以下装置により給水を受ける区画及び共用栓の全てについて子メーターを1つずつ（特定区画が2つ以上ある場合はその合計使用水量を計量する位置に1つ）設置することとしているか。	☐ いる	☐ いない
(4)	全ての子メーターについて、安全かつ容易に設置、撤去、取替、点検、止水栓の開閉、その他の維持管理及び検針を行える構造としているか。	☐ いる	☐ いない
(5)	貯水槽以下の設備の構造が管理者が別に定める「各戸検針等の取り扱いをする共同住宅における貯水槽以下の設備基準」に適合しているか。	☐ いる	☐ いない
(6)	貯水槽以下装置で供給される水は、管理者が給水する水道水のみを水源とすることとしているか。	☐ いる	☐ いない
(7) -①	各戸検針又は集中検針を行う上で、鍵を開錠し又は立会を伴うことが必要となる門扉等が存在するか。 （※「する」の場合は(7)-②へ。「しない」の場合は3.へ）	☐ する	☐ しない
(7) -②	(7)-①に該当する門扉等は、一つの共同住宅につき1箇所のみであるか。	☐ 1箇所のみ	☐ 2箇所以上
(7) -③	開錠等を要する門扉等の開錠等は迅速、安全かつ容易に行うことができるか。	☐ できる	☐ できない
(7) -④	共用栓・消火栓等用の子メーター（地上式／地下式メーターボックスに設置する場合を含む）及び集中検針盤は、開錠等を必要としない場所に設置することとしているか。	☐ いる	☐ いない

3. 子メーター関係

	確認の内容	適	否
(1)	子メーター室等の規格は設備基準に定めるメーターの標準寸法に対応しているか。	☐ いる	☐ いない
(2)	子メーターの設置場所は、常に乾燥して汚染されず、子メーターの設置、撤去、取替、点検、止水栓の開閉、その他の維持管理及び検針を安全かつ容易に行える場所であって、損傷及び盗難の恐れがない場所としているか。	☐ いる	☐ いない
(3)	子メーターの設置場所は、住居等の私的空間や営業施設等の営業空間ではない場所とし、当該区画の居住者や管理責任者等が不在のときでも子メーターの検針等を容易に行える場所としているか。	☐ いる	☐ いない
(4)	維持管理等を安全かつ容易に行えるようにするため、子メーターの長辺のいずれかの側の傍に、四方概ね1m以上、高さ概ね1.8m以上の検針等用空間を確保しているか。 また、検針等用空間に至るまでの通路も、これと同程度以上の空間を確保しているか。 ※この検針等用空間及び通路は、住居等の私的空間や営業施設等の営業空間ではない場所としているか。	☐ いる	☐ いない
(5)	検針等用空間内で検針等を行う者と子メーターとの間に、他の子メーターやガス等の他用途用の配管類、壁、その他の工作物は存在しないこととしているか。	☐ いる	☐ いない
(6)	子メーター（子メーターに保温器具を取り付ける場合はその保温器具を含む）の上方200mm以内に、他の工作物等は存在しないこととしているか。	☐ いる	☐ いない
(7)	子メーターは水平に設置し、床面からの高さは、給水栓より低位で概ね800mm以下としているか。	☐ いる	☐ いない
(8)	子メーターの上流側にメーター直結止水栓（ボール式）を設置することとしているか。	☐ いる	☐ いない
(9)	子メーターと配管類を伸縮管により接続することとしているか。	☐ いる	☐ いない
(10)	子メーターの下流側に逆止弁を設置することとしているか。ただし、前項の直結止水栓を逆止弁付直結止水栓とした場合はこれを省略することができる。	☐ いる	☐ いない
(11)	水圧が過大となる恐れがある箇所については、子メーターの上流側に減圧弁を設置することとしているか。	☐ いる	☐ いない ☐ 該当なし
(12)	水量が子メーターの限界流量を超える恐れがある箇所については、子メーターの上流側に定流量弁を設置することとしているか。	☐ いる	☐ いない ☐ 該当なし
(13)	著しい水撃が生じる恐れがある箇所については、子メーターの上流側に水撃防止装置を設置することとしているか。	☐ いる	☐ いない ☐ 該当なし
(14)	配管の露出部分は、たわみ、振動等を防ぐため、適当な間隔で固定器具等で建物に固定することとしているか。	☐ いる	☐ いない
(15)	子メーター及び前後の配管には凍結防止のため保温器具を装着することとしているか。	☐ いる	☐ いない
(16)	子メーター下流側の給水管の口径は、子メーターと同口径以下のものとしているか。	☐ いる	☐ いない
(17)	直結止水栓の付近に、水栓番号及び区画（部屋）番号等を明記した番号票を設置することとしているか。	☐ いる	☐ いない
(18)	メーター室の開口部は、上辺および底辺は水平に、左右の辺は垂直に形成することとしているか。	☐ いる	☐ いない
(19)	メーター室の扉のハンドル（取っ手）は、素手で安全かつ容易に開閉操作が可能で、開錠用の鍵や器具等が不要なものとしているか。	☐ いる	☐ いない
(20)	メーター室の内部には、漏水発生時やメーター取替時のこぼれ水等が下階や建物に被害を及ぼさないよう、防水および排水措置を講じることとしているか。	☐ いる	☐ いない

	確認の内容	適	否
(21)	メーター室の寸法は、下表以上の大きさとしているか。 (※「いる」の場合は(22)へ。「いない」の場合はメーターユニットの設置が必要となります。(23)へ。)	☐ いる	☐ いない

表 メーターユニット設置原則を緩和できるメーター室の寸法

単位：mm

		メーター口径			
		φ13	φ20	φ25	φ40
メーター室の 内部空間	横 幅	550 以上	700 以上	850 以上	900 以上
	高 さ	600 以上			
	奥行き	200 以上			
メーター室 開口部面	横 幅	550 以上	700 以上	850 以上	900 以上
	高 さ	600 以上			
	メーター室外の床面からメーター室開口部底辺までの高さ	概ね 500 以下			

(22)	メーターを設置する際は、メーターの流入口と流出口を結ぶ線が、メーター室開口部面に対して平行かつ水平とすることとしているか。	☐ いる	☐ いない
-①	メーターとメーター室開口部面との離隔は、概ね 100mm～200mm 程度とすることとしているか。		
(22)	メーターは、メーター室開口部面に対して、上辺は 200mm 以上、右辺・左辺は 50mm 以上内側の位置となるように設置することとしているか（特に、メーター室開口部面に正対した位置から見て、メーターユニットの一部または全部が陰に隠れないようにすることとしているか）。	☐ いる	☐ いない
-②			
(23)	メーターユニットのメーター固定器具は、メーター脱着作業上、特定の工具類を要することなく手作業での操作が容易に可能なものであって、かつメーターのネジ形状にかかわらずメーターをメーターユニットに固定できるものとしているか。	☐ いる	☐ いない
-①			
(23)	メーターユニットとメーターとの間のパッキンは、メーターパッキンを使用可能なものであることとしているか。	☐ いる	☐ いない
-②			
(23)	メーターユニットを設置する際は、メーターの流入口と流出口を結ぶ線が、メーター室開口部面に対して平行かつ水平にすることとしているか。	☐ いる	☐ いない
-③	メーターとメーター室開口部面との離隔は、概ね 100mm～200mm 程度とすることとしているか。		
(23)	メーターユニットは、メーター室開口部面に対して、上辺は 200mm 以上、右辺・左辺は 50mm 以上内側の位置となるように設置することとしているか（特に、メーター室開口部面に正対した位置から見て、メーターユニットの一部または全部が陰に隠れないようにすることとしているか）。	☐ いる	☐ いない
-④			
(23)	メーターユニットの台座はメーター室内の床面に固定することとしているか。なお、メーター室内の床面の高さがメーター室外の検針等用空間の床面よりも低いなどの理由により、台座を床面に固定せず、いわゆる「浮かし付け」を行う場合は、台座を十分な強度を持つ支持金具等（床面または壁面等に固定したもの）に固定することとしているか。	☐ いる	☐ いない
-⑤	その場合、メーター室外の床面よりもメーターユニットの台座の底面までの高さの方が高くなるようにし、かつメーターが給水栓より低位となるような高さ（メーター室外の床面からメーターユニットの台座の底面までの高さが概ね 700 mm 以下）となるよう設置することとしているか。		
(24)	子メーターを地下式メーターボックスに設置する場合は、設備基準に定める寸法のものを用いることとしているか。	☐ いる	☐ いない
-①	(※子メーターを地下式メーターボックスに設置しない場合は 4. へ)		
(24)	メーターボックスは、上蓋及び底板付のものとし、メーターボックスが土砂で埋設しないようにすることとしているか。	☐ いる	☐ いない
-②			
(24)	メーターボックスの配管貫通箇所には、土砂流入防止器具（土留器具等）を設置し、メーターボックス内に土砂が流入しないようにすることとしているか。	☐ いる	☐ いない
-③			
(24)	メーターボックスは検針等に支障が生じない場所に設置しているか。やむを得ず車路等に設置する場合は、車輛等の重荷重に耐える高強度のメーターボックスとしているか。 ※常時駐停車が予定されている場所には設置しないこと。	☐ いる	☐ いない
-④			

※集中検針装置（遠隔メーター）を設置しない場合は、以上で終了です。

4. 遠隔メーター関係

	確認の内容	適	否
(1)	集中検針装置は、装置内の異常を検出する機能を有するものとしているか。	☐ いる	☐ いない
(2)	集中検針盤は、原則として共同住宅1棟につき1基設置することとしているか。	☐ いる	☐ いない
(3)	集中検針盤は、原則として共同住宅の1階部分に設置することとしているか。	☐ いる	☐ いない
(4)	集中検針盤は、常時施錠や立入規制がされていない場所に設置することとしているか。	☐ いる	☐ いない
(5)	集中検針盤は、直射日光や風雨等に晒されない場所に設置することとしているか。屋外に設置する場合は、屋外設置可能型のものとしているか。	☐ いる	☐ いない
(6)	集中検針盤は、その他維持管理を行ううえで適した場所に設置することとしているか。	☐ いる	☐ いない
(7)	集中検針盤の上端は地面又は床から 1,700 mm以下の高さとするものとしているか。	☐ いる	☐ いない
(8)	集中検針盤には緊急時連絡先を明記することとしているか。	☐ いる	☐ いない
(9)	遠隔メーターを地下式メーターボックスに設置する場合は、設備基準に定める寸法のものを用いることとしているか。	☐ いる	☐ いない

貯水槽式共同住宅における各戸検針実施申請書兼誓約書

年 月 日

大野城市水道事業管理者 宛
(事業主等)住所

氏名
電話() ー

下記の共同住宅における貯水槽以下装置への市メーターの設置及び各戸検針の実施に関して下記のとおり申請します。

また、「大野城市共同住宅における各戸検針等実施規程（平成19年企管規程第5号）」その他の関係法令を遵守し、水道事業管理者の指示には直ちに従うことを誓約します。

記

1. 建物の概要【 新設・既設 】

共同住宅の 所在地・工事場所	大野城市	水栓 番号	
建築構造概要	地上 階・地下 階・一般区画 区画(戸)・特定区画 区画(戸)		
着工予定日	年 月 日	竣工予定日	年 月 日
検針等開始希望日	年 月 日	※本件申請日より120日以上後とすること	

2. メーター内訳等（直結給水対象区分を除く）

一般区分分	φ13mm× 個、φ mm× 個、φ mm× 個
特定区分分	φ13mm× 個、φ mm× 個、φ mm× 個
共用栓分	φ13mm× 個、φ mm× 個、φ mm× 個
消火栓等分	φ13mm× 個、φ mm× 個、φ mm× 個
計	φ13mm× 個、φ mm× 個、φ mm× 個

3. 大野城市指定給水装置工事事業者

名 称	印
所在地	
主任技術者 氏 名	

■添付書類（用紙はA4縦またはA3横の用紙を用いること）■

- 「貯水槽式共同住宅における各戸検針の実施に関する事前協議回答書」の写し（添付書類を含む）
- 「貯水槽式共同住宅における各戸検針の実施に関する事前協議申請書（様式第1号）」の写し（添付書類を含む）
- 大野城市共同住宅における各戸検針等実施規程（平成19年企管規程第5号）を遵守のうえ各戸検針の実施に同意することについて、(A)管理組合（建物の区分所有等に関する法律（平成18年法律第50号）第3条及び第47条に定めるものまたはこれに相当するもの）で決議したことを記載した議事録または(B)区分所有者全員分の同意書（既設一括検針共同住宅の場合）
- 「既設共同住宅における入居状況等報告書兼誓約書（様式第5号）」（既設一括検針共同住宅の場合）
- その他管理者が必要とする書類

各戸検針又は集中検針を実施する新設共同住宅の 貯水槽以下設備要件等自主検査報告書

年 月 日

大野城市水道事業管理者 宛

(設備所有者等)住所

氏名

電話() -

(自主検査実施者)住所

代表者氏名

確認責任者氏名

電話() -

共同住宅における貯水槽以下の設備要件等について、工事完了に伴い自主検査を行い、下記のとおり相違ないことを報告します。

記

1. 建物の概要 各 一

共同住宅の所在地	大野城市		
共同住宅の名称		水栓番号	

2. 基本事項 (該当する□に✓チェック)

	検査の内容	適	否
(1)	本件共同住宅の一部又は全部が次のいずれかに該当するか。 ※一部が該当「する」場合は、当該部分は特定区画の取扱いとなります。 全部が該当「する」場合は、各戸検針の対象とはなりません。 ①旅館業法第3条の適用を受けるホテル等 ②労基法第96条又は第96条の2の適用を受ける寄宿舍等 ③主として2カ月以下の期間を単位とする短期賃貸の用途に供されるもの その他水道使用者の把握が困難であると管理者が認めるもの ④構造上、用途上又は利用実態上の制約のため、検針を迅速、安全かつ容易に行うことが困難であると管理者が認めるもの	□する	□しない
(2)	貯水槽以下装置により給水を受ける区画及び共用栓の全てについて子メーターを1つずつ(特定区画が2つ以上ある場合はその合計使用水量を計量する位置に1つ)設置しているか。	□いる	□いない
(3)	全ての子メーターについて、安全かつ容易に設置、撤去、取替、点検、止水栓の開閉、その他の維持管理及び検針を行える構造となっているか。	□いる	□いない
(4)	貯水槽以下の設備の構造が管理者が別に定める「各戸検針等の取扱いをする共同住宅における貯水槽以下の設備基準」に適合しているか。	□いる	□いない
(5)	貯水槽以下装置で供給される水は、管理者が給水する水道水のみを水源とするものであるか。	□ある	□ない
(6) -①	各戸検針又は集中検針を行う上で、鍵を開錠し又は立会を伴うことが必要となる門扉等が存在するか。 (※「する」の場合は(6)-②へ。「しない」の場合は3.へ)	□する	□しない
(6) -②	(6)-①に該当する門扉等は、一つの共同住宅につき1箇所のみであるか。	□1箇所のみ	□2箇所以上
(6) -③	開錠等を要する門扉等の開錠等は迅速、安全かつ容易に行うことができるか。	□できる	□できない
(6) -④	共用栓・消火栓等用の子メーター(地上式/地下式メーターボックスに設置する場合を含む)及び集中検針盤は、開錠等を必要としない場所に設置しているか。	□いる	□いない

3. 子メーター関係

	検査の内容	適	否
(1)	子メーター室等の規格は設備基準に定めるメーターの標準寸法に対応しているか。	☐ いる	☐ いない
(2)	子メーターの設置場所は、常に乾燥して汚染されず、子メーターの設置、撤去、取替、点検、止水栓の開閉、その他の維持管理及び検針を安全かつ容易に行える場所であって、損傷及び盗難の恐れがない場所となっているか。	☐ いる	☐ いない
(3)	子メーターの設置場所は、住居等の私的空間や営業施設等の営業空間ではない場所であって、当該区画の居住者や管理責任者等が不在のときでも子メーターの検針等を容易に行える場所となっているか。	☐ いる	☐ いない
(4)	維持管理等を安全かつ容易に行えるようにするため、子メーターの長辺のいずれかの側の傍に、四方概ね 1 m 以上、高さ概ね 1.8 m 以上の検針等用空間を確保しているか。 また、検針等用空間に至るまでの通路も、これと同程度以上の空間を確保しているか。 ※この検針等用空間及び通路は、住居等の私的空間や営業施設等の営業空間ではない場所となっているか。	☐ いる	☐ いない
(5)	検針等用空間内で検針等を行う者と子メーターとの間に、他の子メーターやガス等の他用途用の配管類、壁、その他の工作物は存在しない現況となっているか。	☐ いる	☐ いない
(6)	子メーター（子メーターに保温器具を取り付ける場合はその保温器具を含む）の上方 200 mm 以内に、他の工作物等は存在しない現況となっているか。	☐ いる	☐ いない
(7)	子メーターは水平に設置し、床面からの高さは、給水栓より低位で概ね 800 mm 以下となっているか。	☐ いる	☐ いない
(8)	子メーターの上流側にメーター直結止水栓（ボール式）を設置しているか。	☐ いる	☐ いない
(9)	子メーターと配管類を伸縮管により接続しているか。	☐ いる	☐ いない
(10)	子メーターの下流側に逆止弁を設置しているか。ただし、前項の直結止水栓を逆止弁付直結止水栓とした場合はこれを省略することができる。	☐ いる	☐ いない
(11)	水圧が過大となる恐れがある箇所については、子メーターの上流側に減圧弁を設置しているか。	☐ いる	☐ いない ☐ 該当なし
(12)	水量が子メーターの限界流量を超える恐れがある箇所については、子メーターの上流側に定流量弁を設置しているか。	☐ いる	☐ いない ☐ 該当なし
(13)	著しい水撃が生じる恐れがある箇所については、子メーターの上流側に水撃防止装置を設置しているか。	☐ いる	☐ いない ☐ 該当なし
(14)	配管の露出部分は、たわみ、振動等を防ぐため、適当な間隔で固定器具等で建物に固定しているか。	☐ いる	☐ いない
(15)	子メーター及び前後の配管には凍結防止のため保温器具を装着しているか。	☐ いる	☐ いない
(16)	子メーター下流側の給水管の口径は、子メーターと同口径以下のものとしているか。	☐ いる	☐ いない
(17)	直結止水栓の付近に、水栓番号及び区画（部屋）番号等を明記した番号票を設置しているか。	☐ いる	☐ いない
(18)	メーター室の開口部は、上辺および底辺は水平に、左右の辺は垂直に形成されているか。	☐ いる	☐ いない
(19)	メーター室の扉のハンドル（取っ手）は、素手で安全かつ容易に開閉操作が可能で、開錠用の鍵や器具等が不要なものとしているか。	☐ いる	☐ いない
(20)	メーター室の内部には、漏水発生時やメーター取替時のこぼれ水等が下階や建物に被害を及ぼさないよう、防水および排水措置を講じているか。	☐ いる	☐ いない

	検査の内容	適	否
(21)	メーター室の寸法は、下表以上の大きさとなっているか。 (※「いる」の場合は(22)へ。「いない」の場合はメーターユニットの設置が必要となります。(23)へ。)	☐ いる	☐ いない

表 メーターユニット設置原則を緩和できるメーター室の寸法

単位：mm

		メーター口径			
		φ13	φ20	φ25	φ40
メーター室の 内部空間	横 幅	550 以上	700 以上	850 以上	900 以上
	高 さ	600 以上			
	奥行き	200 以上			
メーター室 開口部面	横 幅	550 以上	700 以上	850 以上	900 以上
	高 さ	600 以上			
	メーター室外の床面からメーター室開口部底辺までの高さ	概ね 500 以下			

(22)	メーターを設置する際は、メーターの流入口と流出口を結ぶ線が、メーター室開口部面に対して平行かつ水平としているか。	☐ いる	☐ いない
(22)	メーターとメーター室開口部面との離隔は、概ね 100mm～200mm 程度としているか。	☐ いる	☐ いない
(22)	メーターは、メーター室開口部面に対して、上辺は 200mm 以上、右辺・左辺は 50mm 以上内側の位置となるように設置しているか（特に、メーター室開口部面に正対した位置から見て、メーターユニットの一部または全部が陰に隠れないようにしているか）。	☐ いる	☐ いない
(23)	メーターユニットのメーター固定器具は、メーター脱着作業上、特定の工具類を要することなく手作業での操作が容易に可能なものであって、かつメーターのネジ形状にかかわらずメーターをメーターユニットに固定できるものとしているか。	☐ いる	☐ いない
(23)	メーターユニットとメーターとの間のパッキンは、メーターパッキンを使用可能なものであることとしているか。	☐ いる	☐ いない
(23)	メーターユニットを設置する際は、メーターの流入口と流出口を結ぶ線が、メーター室開口部面に対して平行かつ水平にしているか。	☐ いる	☐ いない
(23)	メーターとメーター室開口部面との離隔は、概ね 100mm～200mm 程度としているか。	☐ いる	☐ いない
(23)	メーターユニットは、メーター室開口部面に対して、上辺は 200mm 以上、右辺・左辺は 50mm 以上内側の位置となるように設置しているか（特に、メーター室開口部面に正対した位置から見て、メーターユニットの一部または全部が陰に隠れないようにしているか）。	☐ いる	☐ いない
(23)	メーターユニットの台座はメーター室内の床面に固定しているか。 なお、メーター室内の床面の高さがメーター室外の検針等用空間の床面よりも低いなどの理由により、台座を床面に固定せず、いわゆる「浮かし付け」を行う場合は、台座を十分な強度を持つ支持金具等（床面または壁面等に固定したもの）に固定しているか。 その場合、メーター室外の床面よりもメーターユニットの台座の底面までの高さの方が高くなるようにし、かつメーターが給水栓より低位となるような高さ（メーター室外の床面からメーターユニットの台座の底面までの高さが概ね 700 mm 以下）となるよう設置しているか。	☐ いる	☐ いない
(24)	子メーターを地下式メーターボックスに設置する場合は、設備基準に定める寸法のものを用いることとしているか。 (※子メーターを地下式メーターボックスに設置しない場合は 4. へ)	☐ いる	☐ いない
(24)	メーターボックスは、上蓋及び底板付のものとし、メーターボックスが土砂で埋没しないようにしているか。	☐ いる	☐ いない
(24)	メーターボックスの配管貫通箇所には、土砂流入防止器具（土留器具等）を設置し、メーターボックス内に土砂が流入しないようにしているか。	☐ いる	☐ いない
(24)	メーターボックスは検針等に支障が生じない場所に設置しているか。やむを得ず車路等に設置する場合は、車輛等の重荷重に耐える高強度のメーターボックスとしているか。 ※常時駐停車が予定されている場所には設置しないこと。	☐ いる	☐ いない

※集中検針装置（遠隔メーター）を設置しない場合は、以上で終了です。

4. 遠隔メーター関係

	検査の内容	適	否
(1)	集中検針装置は、装置内の異常を検出する機能を内蔵しているか。	☐ いる	☐ いない
(2)	集中検針盤は、原則として共同住宅 1 棟につき 1 基設置しているか。	☐ いる	☐ いない
(3)	集中検針盤は、原則として共同住宅の 1 階部分に設置しているか。	☐ いる	☐ いない
(4)	集中検針盤は、常時施錠や立入規制がされていない場所に設置しているか。	☐ いる	☐ いない
(5)	集中検針盤は、直射日光や風雨等に晒されない場所に設置しているか。屋外に設置する場合は、屋外設置可能型のものとしているか。	☐ いる	☐ いない
(6)	集中検針盤は、その他維持管理を行ううえで適した場所に設置しているか。	☐ いる	☐ いない
(7)	集中検針盤の上端は地面又は床から 1,700 mm 以下の高さとしているか。	☐ いる	☐ いない
(8)	集中検針盤には緊急時連絡先を明記しているか。	☐ いる	☐ いない
(9)	遠隔メーターを地下式メーターボックスに設置する場合は、設備基準に定める寸法のものを用いているか。	☐ いる	☐ いない

※この書類は、開錠等を要する門扉等がある場合のみ提出してください。また、市が特に指示する場合を除き、竣工検査申込時または各戸検針開始の 14 日前までに提出してください。

(大野城市共同住宅における各戸検針等実施規程第 11 条関連) 様式第 6 号

【部外秘・取扱注意】

検針等又は維持管理等の際開錠等を要する
門扉（オートロック）等の開錠等の方法に関する（変更）届

年 月 日

大野城市水道事業管理者 宛

(設備所有者等)住所

氏名

電話() —

(管理責任者等)住所

氏名

電話() —

(※設備所有者等と同一の場合は記入不要。)

下記の検針等の際開錠等を要する門扉等の開錠等の方法について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 建物の概要

各 一

共同住宅の 所在地	大野城市
共同住宅 の名称	
水栓番号	

2. 開錠等の方法 (新規・変更)

開錠等が必要となる 門扉等の場所	開錠等の方法
① (別紙平面図の)	・ 暗証番号の教示 〔番号： 〕 ・ 開錠鍵の貸与 〔鍵の固有番号等： 〕 ・ 入館時の立会 立会者 (立会を行う者または法人 ※上記管理責任者等と同じ場合は記入不要。) 住所 氏名 電話
② (別紙平面図の)	・ 暗証番号の教示 〔番号： 〕 ・ 開錠鍵の貸与 〔鍵の固有番号等： 〕 ・ 入館時の立会 立会者 (立会を行う者または法人 ※上記管理責任者等と同じ場合は記入不要。) 住所 氏名 電話

※ 開錠等が必要となる門扉等の場所を㊸、㊹、㊺、と別途平面図に明記して添付してください。

※ 鍵は、管理者が特に認める場合を除き、暗証番号の入力のみにより開錠でき、かつ専用の開錠鍵を要さないものに限ります。